

【クリーンセンターしもきた 維持管理計画】

(別表2)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第四条の五項に基づく一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対応一覧

条 項	施行規則 第4条の5 第1項	対 応
第1号	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	ごみの投入はごみピットからごみホッパへのごみ供給量をクレーンにて調節し、また、ごみホッパから炉内へのごみ供給量を給じん装置にて調節することにより、当該施設の処理能力を超えないようにします。
第2号	焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあたっては、次のとおりとする。	_____
イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみクレーンによりごみの攪拌、混合することによってごみの均一化を行います。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。但し、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	ごみの投入はごみホッパ・シュートのごみにより外気と遮断され、水平に配置されたプッシュャの往復動によりシュート内のごみを炉内に押し出し供給します。プッシュャのストローク・作動間隔を変えることにより、処理能力に応じたごみ量を定量ずつ連続的に供給できます。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	再燃焼室において850℃以上の温度で燃焼します。立上げ、立下げ時については、助燃装置（助燃バーナ、再燃バーナ）を使用し燃焼制御します。
ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下（設計値：5%以下）になるように乾燥・燃焼ストーカにて高温燃焼を行い、後燃焼ストーカにて十分な置き燃焼を行います。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は、助燃装置（助燃バーナ・再燃バーナ）を作動させ、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時は助燃装置（助燃バーナ・再燃バーナ）を作動させ、炉温を高温に保ち燃焼し尽くします。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室には温度指示記録計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録します。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	ろ過式集じん器に流入する燃焼ガス温度は、減温塔で水噴射により200℃以下（設計値：165℃）に減温します。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ろ過式集じん器入口には温度指示記録計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録します。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備にたい積したばいじん及び排ガス処理設備にたい積したばいじんは、除去しコンベヤにて排出します。

ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	二次燃焼空気の吹き込み及び再燃焼室容積を確保することにより、一酸化炭素濃度100ppm以下（O ₂ 12%換算1時間平均値）となるようにごみを焼却します。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突排ガス中の一酸化炭素濃度は一酸化炭素・酸素濃度計を設置し、連続的に測定し、かつ、記録します。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第2の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の濃度が5ng-TEQ/Nm ³ 以下（計画値0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下）となるように燃焼温度管理によりごみを焼却します。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限り。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定・記録します。また、ばい煙量又はばい煙濃度を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録します。
コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	煙突から排出される排ガス中の濃度が公害防止基準値以内となるように運転管理を行い、生活環境保全上の支障が生じないようにします。
ク	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当しません。
ケ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第1項第7号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出する灰出設備及び貯留設備を設置します。
コ	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当しません。
ク	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
ケ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	薬剤処理を行うためばいじんと薬剤（キレート剤）及び水を均一に混合できる混練機を設置します。
コ	固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	該当しません。

ラ	固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。	該当しません。
1	固形燃料に含まれる水分が10重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	該当しません。
2	固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	該当しません。
ム	搬入しようとする固形燃料の性状がラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。	該当しません。
ウ	固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ラの規定の例による。	該当しません。
ヰ	搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。	該当しません。
ノ	保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
オ	固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする。	該当しません。
1	固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	該当しません。
2	保管設備内を常時換気すること。	該当しません。
3	保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。	該当しません。
ク	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。	該当しません。
1	複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置すること。その他の必要な措置を講ずる	該当しません。
2	容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
3	(2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。	該当しません。
ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（クに掲げる場合を除く。）にあっては、次のとおりとする。	該当しません。

1	保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
2	(1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	該当しません。
マ	第4条第1項第7号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。	該当しません。
1	保管設備内を定期的に清掃すること。	該当しません。
2	保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
3	固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。	該当しません。
4	保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
5	(3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	該当しません。
ケ	第4条第1項第7号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。	該当しません。
1	固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	該当しません。
2	保管設備内を定期的に清掃すること。	該当しません。
3	固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
4	固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りでない。	該当しません。
5	保管設備内の温度、一酸化炭素の温度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
6	(5)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	該当しません。
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	本焼却設備は基本的に火災発生のない鋼板囲い密閉構造とします。また、消火設備として消火器や消火栓を設置します。
第3号	ガス化改質方式の焼却施設にあっては、次のとおりとする。	該当しません。

第4号	ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第2号ヨ、ソ、ツ、及びネの規定の例による。	第2号ヨ及びネと同様とします。
第5号	高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調整すること。	該当しません。
第6号	破碎施設にあっては、次の通りとする。	_____
イ	投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	該当しません。
ロ	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
第7号	ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次の通りとする。	_____
イ	運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられていること。	該当しません。
ロ	管路の点検補修のための設備が設けられていること。	該当しません。
第8号	選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
第9号	固形燃料化施設にあっては、第2号ヨ及びブの規定の例によるほか、次のとおりとする。	_____
イ	受入設備にあっては、廃棄物の性状が均一となるよう必要な措置を講ずること。	該当しません。
ロ	破碎設備にあっては、次のとおりとする。	_____
1	投入する廃棄物に破碎及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	該当しません。
2	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
ハ	廃棄物の選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
ニ	乾燥設備にあっては、次のとおりとする。	_____
1	乾燥室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ定期的に行うこと。	該当しません。
2	乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
3	乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視すること。	該当しません。
4	乾燥室内に廃棄物が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずること。	該当しません。

5	排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。	該当しません。
6	(2)の規定により測定した温度及び(3)の規定により監視した乾燥状態が乾燥設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	該当しません。
ホ	排気口又は排気筒から排出される排ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m ³ 以下となるように廃棄物の乾燥を行うこと。	該当しません。
へ	排気口又は排気筒から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
ト	薬剤添加設備にあっては、投入した廃物と薬剤とを均一に混合すること。	該当しません。
チ	成形設備にあっては、次のとおりとする。	_____
1	運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。	該当しません。
2	廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。	該当しません。
3	固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さとなるよう成形すること。	該当しません。
4	成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	該当しません。
5	(4)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	該当しません。
リ	冷却設備にあっては、次のとおりとする。	_____
1	固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。	該当しません。
2	冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。	該当しません。
3	冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	該当しません。
4	冷却設備内で固形燃料が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
5	(2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	該当しません。
ヌ	固形燃料を保管する場合にあっては、第2号ラからケまでの規定の例によること。この場合において、第4条第1項第7号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。	該当しません。

ル	製造した固形燃料を保管設備に搬入することなく、固形燃料化施設から搬出しようとする場合は、当該固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
第10号	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみは防水性のコンクリート製ピットに貯留し、建屋で囲い、ごみの飛散及び流出を防止します。悪臭はごみピット内の空気を送風機で吸引し、ピット内を負圧に保ち燃焼用空気として炉内に吹き込み、悪臭の発散を防止します。
第11号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	殺虫剤の散布により蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、プラットホーム等構内の清掃を実施し、清潔を保持します。
第12号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	低騒音・低振動の機器を採用し、騒音・振動を発生する機器は原則として建屋内に設置することにより騒音・振動を低減します。また、必要に応じて防音・防振対策を行います。
第13号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	施設内のプラント排水は排水処理設備にて適正に処理を行い、場内循環利用するため、放流しません。生活排水については、合併浄化槽にて適正に処理した後、放流します。
第14号	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するために必要な定期点検、整備・補修、法定点検及び機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。
第15号	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	法律に基づいて廃棄物処理施設技術管理者を置き、施設の維持管理を行います。
第16号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。